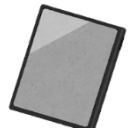


タブレット活用のルール（石嶺中 家庭での使用）

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていけるために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットは皆さんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもあります。そのため、石嶺中学校の全員でこのルールを守り、タブレットを活用していきましょう。

1 タブレットを使う目的

- 学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。
ゲームなど、学習活動に係ること以外に使ってはいけません。



2 健康のために

- タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付けます。
- 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

3 安全な使い方

- 学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしてはいけません。インターネット接続記録が残ります。
- インターネットを使用して、あやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じましょう。

4 個人情報等【個人情報保護法の違反 及び 名誉毀損】

- 自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしてはいけません。
- タブレットのパスワードなどは他人に教えてはいけません。
- 自分や他人の個人情報はインターネット上に絶対に上げてはいけません。
- 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みしてはいけません。



5 カメラでの撮影【著作権保護法の違反】

- カメラで誰かを撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりするときは勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

6 データの保存【著作権保護法の違反】

- 授業で使用したデータ（写真や動画を含めて）は、先生が許可したものだけ保存します。
- インターネットからダウンロードしたデータ（写真や動画も含めて）は、保存や使用はしてはいけません。

7 設定の変更【使用に関する規律違反】

- タブレットのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定は、勝手に変えてはいけません。
- タブレットには、今入っているもの以外のアプリケーションをダウンロードしてはいけません。また、今入っているアプリケーションを勝手に削除してはいけません。

8 その他 < 那覇市学習用タブレット端末等貸与申請書 にて確認済み >

- 「那覇市学習用タブレット端末等貸与申請書」の遵守事項を守りましょう。
- 故障によりタブレットを破損したりした場合や、設定変更を行ったことで不具合を生じた場合、状況によっては使用者に修理費の全部もしくは一部を負担してもらうこともあります。
- タブレットやアダプターは、卒業した後の次の一年生に渡ります。ずっと使うことを念頭において、大切に扱って下さい。

生徒と保護者一緒に使用目的や使用方法を確認し、1人1人が有意義に学習用タブレット端末を活用できるように取り組んでいきましょう！